

お役立ち

◆	◇	目	次	◇	◆
		デフレ時代の経営は	・・・		1
		入金遅れの売掛金の回収	・・・		2
		年金をもらう為の給料は	・・・		2
		個人契約の生命保険	・・・		3
		生活ミニ情報局～禁煙～	・・・		4

十月、出雲大社で全国八百万の神々が集う神事が行われます。出雲以外に神様がいないとなると、十月を「神無月」と呼ぶようになったそうです。



◇出雲大社では「神在月」◇

デフレ時代の経営

デフレ経済化において、その基礎知識の再確認と社長さんが自分の会社経営をどうしているか聞いてみました。

(1) デフレ経済の基礎知識

- ①物やサービスの値段は下がる傾向、または下がって横ばい状態です。
 - * 会社の売上は、売上単価が下がる傾向なので、それを数量や新規売上などでカバーできなければ、売上減少となる会社は多くなります。
- ②給料は上がりづらく、横ばいから下がる傾向です。
 - * 売上や利益が減る会社が多くなりますから、給料においても同じです。
 - * 給料が下がる傾向では、使えるお金は少なくなり、消費支出は減少します。
- ③同業者間の競争が激しくなっています。
 - * 消費者が多くのお金を使えない現在の節約社会では、減少傾向にある売上を同業者間で奪い合うことになります。
- ④お金と物の強・弱、それと金利は、
 - * デフレ経済化では、一般的に値下がり傾向の不動産や在庫品などの「物」が弱く、「お金」が強い時代です。（評価損や陳腐化など）
 - * 政府は金利を下げて、貯金や借金したお金から物やサービス消費へ向かう政策にしていますが、・・・今のところ資金需要が盛り上がりません。



(2) 社長さんの声

- A社 「受注獲得活動に、今迄より人材を多くし、営業経費も使っている。」
- B社 「同業者の営業マンに負けないように、社長自らが営業指導する機会を多くしてい
- C社 「顧客に同業者との違いをアピールする為に、技術・商製品・サービス・料金などを、一つ一つ同業者比較をして有利な営業展開をしている。」
- D社 「自社の総支出を下げる為に、再度見直しをしている。」
- * 材料・仕入単価、外注コスト、労務人件費、社会保険、各税金、生命保険など



入金が遅れている売掛金等を回収するには・・・

相手先との交渉が可能な状況であれば、「こまめ」に集金していきましょう

相手先との連絡が取れる場合、何度も電話と訪問をして毎月継続して集金します。また、小切手があれば先日付小切手で枚数と日付を分けて回収していくと良いでしょう。(手形の場合は、金額を分けて入金サイトを短くしていきましょう)

売掛金等を借用書に切り替える事も検討しましょう

売掛金の時効は2年と短い為、交渉により借用書(時効5年)に切り替えて時効までの期間を長くします。借用書は、公証役場にて公証人(元裁判官や元弁護士)が証明してくれる証書(公正証書)にする事もできます。なお、借用書の保証人は、相手先の役員さん個人にしてもらおうと良いでしょう。

連絡が取れない場合は、まず内容証明郵便を送付しましょう

内容証明郵便を送付して、公的に督促状を証拠として残します。
行政書士さん等に作成を依頼して、「行政書士 ○○○」などと署名してもらえば、心理的プレッシャーを与えることができるでしょう。
※当事務所を通して行政書士さんに依頼する事もできますので、お気軽にお尋ね下さい。
(参考 内容証明代理作成料: 15,000円前後 行政書士署名付は25,000円前後)



内容証明郵便でも反応がなければ、支払督促を行います

裁判所からの支払命令→仮執行→強制執行の流れになっており、相手先からの異議申立てがなければ1ヵ月程度で強制執行する事ができます。なお、支払督促までの手続きは司法書士さん等に依頼すると良いでしょう。(料金は5万円前後)

年金をもらう為の給料は・・・

65歳以上の年金は

月給(注1) + 年金(注2) = ①47万円以下の場合→全額支給

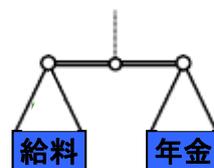
②47万円超の場合→47万円を越える部分の1/2が支給停止

(注1) 過去1年間に受け取った賞与があれば、その賞与の1/12を月給に加算します。

(注2) 受給可能な年金から基礎年金を除いた年金です。

65歳以上の方で年金を満額受給するための月給(役員報酬)は

例	年金受給額 ※基礎年金は除く	月給
	月 10万円 (年間 120万円)	37万円
	〃 15万円 (〃 180万円)	32万円
	〃 20万円 (〃 240万円)	27万円



60歳～64歳までの年金は

月給(注1) + 年金(注3) = ①28万円以下の場合→全額支給

③月給のみで48万円超の場合→②+(月給-48万円)が支給停止
 (注1)過去1年間に受け取った賞与があれば、その賞与の1/12を月給に加算します。

60歳～64歳の方で年金を満額受給するための月給(役員報酬)は

例	年金受給額	月給
	月 10万円 (年間 120万円)	18万円
	〃 15万円 (〃 180万円)	13万円
	〃 20万円 (〃 240万円)	8万円



上記の月給で生活費が足りない場合、①～③のいずれかを検討します。

- ①月給・年金合わせて28万円で生活が可能の方→現在の月給を下げ、年金を満額受給します。
- ②住宅ローンなどがあり、月給を下げられないという方→65歳の受給を待ちます。
- ③経営者の方で後継者がいる方→前号の会報で紹介しました、給料を下げ、退職金を分割で受け取る事もできます。

※退職金を分割で受け取るためには、一定要件があります。当事務所にお尋ね下さい。

個人契約の生命保険で、必要な保障額は

必要な保障額の試算の仕方

生命保険で必要な保障額は、遺族に必要な生活費などから遺族年金分を差し引き、その不足分で決定するのが一般的です。

受給できる遺族年金は次のとおりです。

- ・遺族基礎年金・・・18歳未満の子供がいる家庭に支給され、末子が18歳になれば終了です。
 - ・遺族厚生年金・・・厚生年金に加入している会社員などの遺族が対象です。(加入期間により変動)
- 他に、想定される預貯金や会社からの退職金があれば、必要保障額から差し引きます。

遺族年金の受給額と必要保障額の例

- ◆Aさん(死亡時55歳・会社役員)の場合・・・25歳より厚生年金に加入・月給50万円(年収600万円)

遺族年金の受給額

・家族構成・・・妻(無職)51歳 18歳未満の子供なし

○遺族厚生年金 910,089円+中高齢加算 594,200円=年額 約150万円
 (65歳まで 以後自身の基礎年金)

必要保障額

・妻の生活費 月15万円(年180万円) ・死亡退職金や預貯金は考慮しないものとします

・住宅ローンは借入時に加入した団体信用生命保険で返済

180万円-遺族年金 約150万円×35年(平均寿命86歳-51歳)=約1,000万円

- ◆Bさん(死亡時45歳・会社員)の場合・・・23歳より厚生年金に加入・月給35万円(年収500万円)

遺族年金の受給額

・家族構成・・・妻(無職)41歳 長男10歳 長女8歳

○遺族基礎年金 妻 792,100円+子 227,900円×2人=1,247,900円

○遺族厚生年金 445,628円

基礎年金 1,247,900円+厚生年金 445,628円=年額 約170万円



必要保障額

- ・生活費 末子が18歳未満までは月25万円(年300万円) その後妻のみ月15万円(年180万円)
- ・死亡退職金や預貯金は考慮しないものとします
- ・住宅ローンは借入時に加入した団体信用生命保険で返済
妻・子:300万円-遺族年金 約170万円×10年=1,300万円
妻のみ:180万円-遺族年金 約110万円×35年(平均寿命86歳-51歳)=約2,500万円
合計:約3,800万円 (大学や専門学校の教育費を考え、別途必要保障額に加算します。)

保険料をおさえるには？

現在の低金利下では、保険料が高い終身保険に加入するより、保障期間が一定で保険料が安い掛け捨てタイプのほうがおすすめです。

個人の生命保険の掛け方は、子供の年齢が低いほど保障は高く、子供の年齢が上がるにつれ保障額を下げていくと良いでしょう。

Aさんの加入例(55歳で加入)

	保障額	保険料(月)	
全労災	1,000万円	20,800円	せいめい共済 (契約期間25年)

Bさんの加入例(45歳で加入)

	保障額	保険料(月)	
全労災	3,000万円	15,150円	せいめい共済
県民共済	680万円	4,000円	総合保障4型
合計	3,680万円	19,150円	



10月1日たばこ税引上げ！今こそ禁煙しませんか

禁煙治療の保険適用

2006年4月から、医師が認めた場合、一定期間の禁煙治療の受診に保険が使えます。(外来診察のみ) 保険適用になるかどうかはかかりつけの病院に確認してください。なお支払った治療費は、他の医療費と合わせて医療費控除の計算対象になります。(領収書保存)

禁断症状の対処法

吸いたいときの対処法としては次の方法があります。

- ・水を飲む
- ・糖分の少ないガムをかむ
- ・深呼吸する
- ・軽い運動をする

喫煙欲求以外にも、イライラ落ち着かない、体がだるいなど禁断症状はさまざまです。いずれも、睡眠を十分にとってリラックスしましょう。頭痛がするという方は、足を高くしてあおむけに寝ると良いでしょう。

気持ちをコントロール

禁断症状のピークは禁煙開始後2～3日ですが、その後も喫煙欲求はなかなか消えません。そのような時は、次の項目を参考に完全禁煙を目指してください。

- ①なぜ禁煙しているのか再確認し、今までの努力を思い浮かべる。
- ②たばこの害についてイメージする。
- ③たばこをやめて良かったことを考える
- ④今まで禁煙できたことに自信を持つ
- ⑤周りの人に禁煙を勧める

～禁煙支援マニュアル(www.nosmoking.jp)より～

